

7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日

8月

- 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月11日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月1日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月1日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月1日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月1日
- 個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…9月1日

9月

- 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日



目次

税務カレンダー	1
平成26年度定時総会概要報告	2
平成27年度税制改正に関する提言	5
春の表彰受賞者紹介	8
経営のヒント	
会社経営は一人ではできない	9
社員を豊かにする経営がもたらすもの	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	12
部会だより	13
会員企業紹介	14
地区会だより	15
会員優待制度について	16

新会員・部会員紹介	17
健康情報 『人間関係をこじらせないコツは自分の中にある』	18
最近の話題から	
勝ち残る企業の条件を考える	19
自然派洗浄剤の効果の程は	20
税理士会コーナー	
無料税務相談所とラジオ高崎での広報活動	21
経営寸話	22
税務署コーナー	
税のしくみと国の財政	23
中高生の「税の作文」を募集	25
お知らせ・表紙説明	26

総会
概要報告

平成二十六年年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る五月二十八日（水）午後四時より、高崎ビューホテルにて、ご来賓並びに会員・役員約二三〇名が参加して開催され、下記の議題及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で信澤会長は、「企業や経営者」と「税務署をはじめとする税務当局」を結ぶ組織として、税務署、県、市町村など、より一層の協調を図り、税の啓発活動を行う事、それらを通じて企業や地域社会の更なる発展に努め、身近で信頼される魅力ある法人会づくりのため、取り組んだ一年であったと述べました。

○議案を承認

議案第一号

平成二十五年年度収支決算承認の件
（25年度収支決算に関する監査報告）

○報告事項

- ①平成二十五年年度事業報告
- ②平成二十五年年度公益目的支出計画実施報告書
- ③平成二十六年年度事業計画及び収支予算

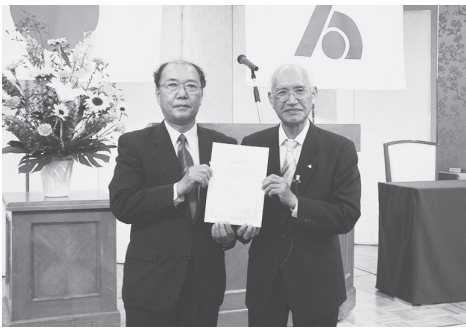
※議案の概略については三・四頁参照。

※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

○e-Tax・eLTX

AX利用促進及び消費税期限内完納推進宣言

（左下に掲載）



○表彰式

議事終了後、表彰式が行なわれ、役員功労者表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。



○高崎税務署長、税理士会高崎支部長、高崎商工会議所会頭が

祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、小曾戸税務署長、石井税理士会高崎支部長、原会頭（代理…綱島副会頭）よりご祝辞を頂戴しました。



小曾戸署長



綱島副会頭



石井支部長

e-Tax・eLTX 利用促進及び消費税期限内完納推進宣言

私たち一般社団法人高崎法人会は、健全な納税者の団体として、税務当局との相互協調のもと、税務知識の普及及び適正な申告納税の推進に努め、納税道義の高揚を図り、もって税務行政の執行に寄与し、併せて企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動してきました。

今般、消費税率の引き上げという大きな改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内完納が納税道義や国、地方公共団体の財政基盤の観点から重要であることを改めて認識し、税務当局との緊密な連携を図りながら、ダイレクト納付を含む e-Tax、eLTX の一層の利用促進及び消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことをここに宣言します。

平成 26 年 5 月 28 日
一般社団法人高崎法人会

貸借対照表

—平成26年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,548,405	4,740,371	△ 191,966
前払金	7,921,826	7,221,443	700,383
流動資産合計	12,470,231	11,961,814	508,417
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,266	700,125	141
周年行事引当資産	4,563,553	4,562,415	1,138
退職給付引当資産	3,608,202	3,307,538	300,664
財政調整引当資産	1,000,000	2,500,000	△ 1,500,000
地区会・部会引当資産	5,715,824	5,715,093	731
特定資産合計	15,587,845	16,785,171	△ 1,197,326
(3) その他固定資産			
什器備品	62,763	62,763	0
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,517,547	2,517,547	0
固定資産合計	25,105,392	26,302,718	△ 1,197,326
資産合計	37,575,623	38,264,532	△ 688,909
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	179,190	305,925	△ 126,735
流動負債合計	179,190	305,925	△ 126,735
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,608,202	3,307,538	300,664
固定負債合計	3,608,202	3,307,538	300,664
負債合計	3,787,392	3,613,463	173,929
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	33,788,231	34,651,069	△ 862,838
一般正味財産合計	33,788,231	34,651,069	△ 862,838
正味財産合計	33,788,231	34,651,069	△ 862,838
負債及び正味財産合計	37,575,623	38,264,532	△ 688,909

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎高崎税務署長感謝状(2名)
岡田紳哉(高崎)、湯浅直美(高崎)

◎役員功労者表彰(10名)
高橋聡(高崎)、竹内健(高崎)、温井捷雄(高崎)、羽鳥武久(高崎)、秋元良介(渋川)、丸山忍(安中)、大塚信秋(榛名)、豊原英治(倉瀬)、小島良之(新町)、福田賢哉(吉井)



◎組織充実
功労地区会表彰(3地区会)
「5年連続70%台維持」
松井田地区会、伊香保地区会、箕郷地区会

◎会員増強目標達成賞(1支部)
高崎地区会北支部

◎組織充実功労者表彰(8名)
「会員増強功労5社以上」
竹内功(高崎)、新井徳治(税理士会)、石井明(税理士会)、高橋正光(税理士会)、中野隆二(税理士会)、「会員増強功労3社以上」
大嶋孝男(群馬)、関根満洲夫(新町)、折田慶太(税

理士会)

◎厚生制度
推進功労者感謝状(7名)
佐島美佐江(大同生命)、堀坂恵(大同生命)、田村孝広(AIU)、吉井賢一(AIU)、安藤利夫(AFLAC)、喜多村潤(AFLAC)、福島孝(AFLAC)

◎優良経理担当者表彰(14名)
「特別表彰」
泉ゆかり(高崎)、吉田浩次(高崎)、佐藤けい子(安中)、島方美津子(榛名)、中曽根鈴子(榛名)、上村秀明(松井田)、後閑信子



「一般表彰」
(箕郷)、江田ふさ子(吉井)、高橋美子(吉井)

芦澤努(高崎)、坂田成子(高崎)、寺島美佐子(高崎)、深町昌子(高崎)、高橋ひかる(吉井)

(地区会別・五音順 敬称略)



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成24年度末。当社調べ。
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



平成26年度収支予算書

—自平成26年4月1日～至平成27年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	30,600,000	31,000,000	△ 400,000
事業収益	930,000	930,000	0
受取補助金等	16,840,000	16,660,000	180,000
受取負担金	10,180,000	10,345,000	△ 165,000
雑収益	1,460,000	1,460,000	0
【経常収益計】	60,020,000	60,405,000	△ 385,000
(2) 経常費用			
事業費	56,601,400	57,530,470	△ 929,070
(税の啓発活動費)	6,920,000	7,463,000	△ 543,000
(税務経営支援事業)	630,000	423,000	207,000
(地域社会貢献事業)	4,700,000	4,881,000	△ 181,000
(福利厚生制度推進事業)	0	190,000	△ 190,000
(会員増強事業)	540,000	475,000	65,000
(会員支援事業)	930,000	600,000	330,000
(地区会・部会支援事業)	21,984,000	21,762,000	222,000
按分共通費用	20,897,400	21,736,470	△ 839,070
管理費	8,122,600	7,319,530	803,070
【経常費用計】	64,724,000	64,850,000	△ 126,000
【当期経常増減額】	△ 4,704,000	△ 4,445,000	△ 259,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 4,704,000	△ 4,445,000	△ 259,000
【一般正味財産期首残高】	28,062,000	32,507,000	△ 4,445,000
【一般正味財産期末残高】	23,358,000	28,062,000	△ 4,704,000
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,480,400	15,160,000	320,400
一般正味財産への振替額	△ 15,480,400	△ 15,160,000	△ 320,400
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	23,358,000	28,062,000	△ 4,704,000

平成25年度正味財産増減計算書

—自平成25年4月1日～至平成26年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,397	2,801	△ 1,404
特定資産運用益	3,034	2,043	991
受取会費	30,412,000	30,951,000	△ 539,000
事業収益	931,500	913,500	18,000
受取補助金等	16,475,102	16,635,089	△ 159,987
受取負担金	8,920,066	8,445,930	474,136
雑収益	1,744,269	1,414,740	329,529
【経常収益計】	58,487,368	58,365,103	122,265
(2) 経常費用			
事業費	51,163,052	52,248,297	△ 1,085,245
(税の啓発活動費)	6,059,598	6,810,809	△ 751,211
(税務経営支援事業)	579,801	180,650	399,151
(地域社会貢献事業)	3,765,995	2,356,200	1,409,795
(会員増強事業)	130,485	94,080	36,405
(会員支援事業)	674,269	658,682	15,587
(地区会・部会支援事業)	19,535,690	22,675,760	△ 3,140,070
按分共通費用	20,417,214	19,472,116	945,098
管理費	8,187,154	8,156,136	31,018
【経常費用計】	59,350,206	60,404,433	△ 1,054,227
【当期経常増減額】	△ 862,838	△ 2,039,330	1,176,492
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 862,838	△ 2,039,330	1,176,492
【一般正味財産期首残高】	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330
【一般正味財産期末残高】	33,788,231	34,651,069	△ 862,838
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,160,500	14,820,200	340,300
一般正味財産への振替額	△ 15,160,500	△ 14,820,200	△ 340,300
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	33,788,231	34,651,069	△ 862,838



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表：027-223-5771 FAX：027-223-6094

平成27年度 税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成27年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国90万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

(なお、全法連が取り纏めた提言は次号に掲載いたします。)

また、高崎法人会税制委員会では、会員の皆様の税制に関するご意見を随時募集しております。高崎法人会事務局までFAXまたは郵便でお寄せ下さい。

1、はじめに

日本の未来のために 本当に効果のある中小企業の活性化と少子化対策を

アベノミクスにより我が国の経済景況指数が大手企業を中心に、一気に伸びてきている。

しかし、地域経済に根ざす中小零細企業にとつては、消費税増税が執行され、基礎資材等に付加され、原材料や調達物資のほとんどが高騰し、価格転換もできず、景気循環連鎖から取り残されている。

この景気循環連鎖の最終基点である中小零細企業の状況は厳しく、波及効果の恩恵を受けるには程遠いだけでなく、産業界、事業者間、地域間で大きな偏りが生じてきており、格差が一気に広がってきている。

また、大手企業の海外移転に伴う地域産業の空洞化

とサプライチェーンの崩壊は、高度成長をもたらし、永年我が国を安定的に支えてきた日本の産業構造を崩れ去ろうとしている。

さらに産業の空洞化は、技術の蓄積、培われ、集積された我が国の「ものづくり」を支えた「産業集積」と「技術基盤」の崩壊に繋がり、技術流出につながることも考

える必要がある。更に、地域経済と地域社会の「街づくりに」にも大きな打撃を与えられることも看過できない構造基盤の揺らぎとして捉えられる。

日本の産業構造及び地域の社会基盤の再生のためには、新たなサプライチェーンの模索と構築が肝要であり、地域経済の担い手である中小零細企業の新たな挑戦こそが、地域の担税基盤の強化拡大に繋がり、地域の雇用拡大にも繋がるものである。

地域経済・中小零細企業の基盤強化・再興は国の存亡にかかわることであり、地域経済・中小零細企業やそこで働く人々が満足でき

る収入や利益がなければ、増税や安定した社会保障の議論はできない。企業やそこで働く人々に十分な収入があつてこそその担税力である。安定した社会保障を受け入れる社会と成り得るためには、地域経済・中小企業の活性化の対策が急務である。

また、少子化も国の存亡に関する切迫した先送りができない課題であり、喫緊の対策が必要である。

そのためには国及び地方自治体は現在の業態を正し、経営革新を行い立ち向かう中小零細企業に税制上の支援を幅広く、手厚く施すこと、本当に効果的な少子化対策、歳出・歳入両面からの断固とした改革を通じた財政健全化を行うべきである。

そのうえで、公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、国や地方公共団体はお上であるという姿勢ではなく、同じく納税者として国を支える企業や国民が報得できる、努力した人が報われる税制、まじめな納税

者が評価・尊敬される社会を作るべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、かえって肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。国民に痛みを求めめる前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができ

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。

信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につき

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止
 会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率を引き下げること。

(3) 中小企業の法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小企業であるがゆえ、
 ① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4千万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。
 ② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。
 ③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。
 なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、継続した措置が妥当である。

「事業承継関係」について

(6) 相続税

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。
 特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創

設されたが、要件等が硬直的である為、適用しにくいので、実態に即した要件への改善整備が必要である。
 欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産（土地・建物・有価証券他）の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(10)消費税

短期間で2度も税率を上げることは、中小零細企業者にとつて、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。そのため、簡易課税のみなし仕入率や事業者免税点制度、軽減税率導入の可否などに関しても、民意を反映し、再度検討する必要がある。

(11)二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12)個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13)年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14)少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると環境づくりが必要である。

(15)印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について

(16)固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17)事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。
②中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求めめる。

(18)外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

(21)共通番号制度

ように、e-TaxとeL-TAXの規格を統一すべきである。

(20)電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求めめる。

「共通番号制度」について
共通番号制度は、ドイツでは人格権の侵害の認識で不採用、イギリスでは人権侵害などを理由に廃止(2010)等されている制度であることを踏まえたうえで、公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

また、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

「電子申告・電子納税」e-Tax(イータックス)とeL-TAX(エルタックス)について

(19)既得権益となつている省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できる

春の表彰等受賞者紹介

全法連功労者表彰

県法連功労者表彰



森田 繁

理事
伊香保地区会長
㈱古久家旅館



竹内 功

副会長
組織委員長
㈱プリエッセ



丸山 忍

監事
㈱丸山製作所



南澤健一郎

理事
厚生副委員長
南澤建設㈱



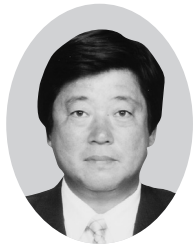
堀越 芳春

理事
高崎地区会塚沢支部長
江木食品工業㈱



高橋 永一

参事
税制委員
三城エンジニアリング㈱



清水 正郎

参事
活性化委員
㈱研屋



川崎 信行

参事
税制副委員長
㈱川崎工務店



岡田 紳哉

前事務局長
(一社) 高崎法人会



豊嶋 久勝

参事
研修委員
㈱豊嶋木芸



須田 誠一

参事
税制委員
北部土建工業㈱

(表彰等の荣誉に浴された役員の皆様を
ご紹介いたします。(敬称略・順不同)
)

会社経営は一人ではできない

有限会社 老田屋
専務取締役 老田英司



家業の麺屋は百年企業

私は現在、岐阜県の飛騨市神岡町で「老田屋（おいだや）」という社員14名の小さな製麺所を経営しております。

老田屋は江戸時代後期より穀物などを扱う商店でした。今から113年前の明治34年に「五代目惣吉」が製麺をはじめました。

当時はうどんと蕎麦のみを製造販売していたようです。今でも自宅には水路や石臼が残っています。

戦後、中華麺を開発し飛騨高山が観光地として脚光をあびるようになったころ、昭和48年に最初に「飛騨高山ラーメン」と名付けたお土産用麺を開発・発売し、これがヒット。老田屋は売上げを伸ばしてまいりま

した。麺に合成の保存料を使用せず2か月おいしさを保持する製麺技術で他社と差別化しております。

老舗の九代目

私は、製麺所を小さいころから手伝っておりましたが、跡を継ぐ意識は薄く会社のこともよくわかっておらず大学を卒業後、京都の酒造メーカーに入社し社員として働いておりました。

しかし、母親が他界したころ家業の実績が思わしくなく、景気低迷の影響もあり、売上が減少する一方となっていました。

そのため、私は迷いながらも、決心して専務となり九代目として跡を継ぐことにしました。

会社に入り、最初は社員と製造したり配達したりしましたが、売上は下がる一

方でした。しかも、「営業活動」を全くしていないことに驚きました。そこで業績を上げるため営業に出ることになりました。

新規得意先を開拓や、既存の顧客巡回をして地道に営業にまわりました。ところが、新規顧客は開拓し売上はたつのですが、業績は回復しないどころか、赤字を刻むようになりました。

銀行の支援を受けて奔走しましたが、業績は回復しませんでした。既存顧客の売上減少に歯止めがかららないのです。景気低迷により消費が落ち込んでいるのと、お客さまからのクレームにより、既存顧客の売上減少がとまらないのです。

得意先減少↓新規顧客開拓のスピード不足↓既存顧客への対応の遅れ、という悪循環になりました。

会社員時代は経理業務に3年、営業に7年携わり成績考課もよく実績も残り、多少自信もあったのですが、うまくいきませんでした。

会社の危機・社員の意識

当時、私が営業に出ると社員は直接口には出しませんが、「営業と言ってどこかに遊びに行っている」「私たちが働かせて楽をしている」と言っていました。実績や行動をみんなに報告しても「ウンに決まってる」「聞いていません」と言われるような状態でした。

お客様への興味も関心もなく、商品がどこに流れているのか覚えのない、新しいことはできない、挙句に度々クレームを起し売上の減少に拍車をかけていました。

ミーティングを開催したり、講師を呼んで勉強会をしても状況に変化ありませんでした。

中期経営計画なども作成し、その通りに実行していくのですが、なかなかうまくいかず銀行や会計事務所から「このままではまずいです」「売上をあげてください」と言われ、「私がつと営業をがんばれば、売上も上がるし社員もわかってくれます」と信じて頑張りましたが、正直のところどうしたら良いかわから

なくなっていました。毎日毎日「どうしたら儲かるのか?」と、本を読み、考え続けました。この時点で「会社ってこうやって倒れてしまうんだ」との危機を感じていました。

「経営」をしていなかった

必死に考え、もたえ苦しむ日々でしたが「老田屋には儲かる仕組みがない!」ということに気づきました。

新規顧客を増やしても既存顧客が減少し、手間だけ増えて売上げが伸びないという事態に陥るといことは、単に「営業のみで乗り切ろう」ということが間違いではないかと考えるようになりました。

つまり、私は「本当の経営をしていない。だから、営業はしつづけても利益は出てこない」という状態だったのです。

売上を作るための「営業」は継続しながら、会社に利益を残し儲かる「経営」をして行こうと思いました。そして「絶対に会社をあきらめない」と決めました。

客観的な意見が欲しくて経営コンサルに意見を求めました。このタイミングで優秀なコンサルティング会社に出会えたことも幸運でした。

老田屋のどこに問題点があるのか、何に力を注ぐべきなのか、最優先で取り組むことは何なのか。たくさんの方の厳しい意見を参考にさせていただきました。

人材の育成、経費の節減

「経営」は利益を生み出すための作業だと思います。

そしてわが社には時間があります。必要最低限なことを最短の時間で全力で取り組む必要があると感じました。

最初に「人材の育成」「経費の節減」に絞って取り組むことにしました。

「人材の育成」ですが、人材教育なんて当たり前のことなのですが、田舎で生まれ育った純朴で生真面目な人に、「会社の問題点を考えましょう」とか「仕事の厳しさについて気づいてください」といっても、な

かなか理解はしてもらえませんでした。しかし、気づきもありました。しかし、そこを理解して初めて育成になると思います、私と社員のコミュニケーションに時間を割くようにしました。

若い社員が入ったことをきっかけに、全体・幹部・営業配送・製造・パート・ネット販売の6つの会議を月1回以上開催し、工場長とキーマンにはさらに個別に話をする機会を増やしました。

ここで、私の想いを話したり、社員の気づきを全体で共有するようにしました。不定期ですが社内報も作成しています。

次に「経費の節減」ですが、もちろんこれまでも行ってきましたが、削減できる経費とできない経費に分け、さらにシビアな視点から、①商品数削減、②製造コストの管理強化を行いました。

商品数については思い切った半分にしました。弊社が老舗なので馴染みのお客様より「あの商品が昔から大好きで」と言われれば残

していた商品も対象にし、売上実績の少ない、さらに販売継続性に意味の薄い商品から削減していききました。もちろん、お客様の都合もあるので4か月かけて計画的に削減しました。

今後はさらに削減し、弊社の本場に得意な商品で研ぎ澄まし、真においしい商品のみを開発、販売して行きます。

製造コストですが、原料仕入れメーカーを減らしました。長く付き合っている仕入先でするので、取引を中止するわけではないのですが「弊社の業績が安定するまで、しばらく待ってほしい」とお願いしました。

また、継続する仕入先にも相見積りを行い、原価低減に協力していただきました。支払いも計画的に行い、資金繰りの負担にならないようリアルタイムで確認するようにしました。

製造担当を営業に配置転換させ、営業力の強化をはかりました。新しく営業に出る人には研修を行い、まずは店頭での試食販売などを実施し、頑張ってもらっ

ています。製造のころは聞けなかったお客様の声を直接聞けるようになり、大分励みになっていく様です。既存のお客様の営業フォローをしてもらい、私は新規開拓とトップ営業に特化し、さらに営業力の強化を行っているところです。

チーム活動に徹す

今年のお正月、老田屋の仕事初めには「初荷式」を執り行いました。私が今年の方針を説明した後、製造が心を込めて作る今年最初の商品を営業がしっかりとお客様にお届けする宣言をしました。

工場長が自ら「今年は何ミスによるクレームを0にするぞ！」と発言し、営業主任が「この商品の良さをお客様に伝え、たくさん売ってください！」と宣言しました。弊社にとっては大変な変化です。

また、営業に配置転換した社員が「ヒマな時期に地元の人にに向けて感謝祭をやりたい」と提案、今その社員を実行委員長にして、

みんな準備しているところですが。目標や改善点も少しずつですが声が上がるところになってきています。この流れを大切に、さらに改善の速度をあげ、「儲かるしくみ」である経営に取り組みます。

会社の空気が変わってくると不思議なもので、発注や商品開発依頼等も増えてきています。来期にはさらに会社の成長が実現するよう、経営計画を作成中です。

どんなに有名な会社の社長も一人で経営しているわけはありません。いえ、むしろ社員たちを優秀なチームメンバーに育成して成果を出す喜びを感じるよう仕掛けていく、ということを教えられました。

私が家業を継いで10年経過しました。社員全員で目標を具体的に数値化して共有し、第三者の客観的な厳しい意見を取込み、しっかりと計画を立てて、「飛騨高山ラーメン」が寄り広く全国の皆様に愛されるよう、お客様にとって「なくてはならぬ老田屋」になるよう、全力で経営していきます。

社員を豊かにする経営がもたらすもの

経営コンサルタント
田宮徳和

最近、女性化粧品売り場で鮮やかな真っ赤な口紅が一段と売れ出してきているという。

80年代のバブル時代にもそうした傾向がみられ、長らく低価格が売れ筋だった化粧品業界から景気回復が本格的に動き出したのではないかと、この記事を目にした。

街を走る自動車の色も、心なしか、以前のグレーよりも赤色が多くなったように感じられる。

色彩によるカラー自己診断の世界では、赤色は行動力、革命的・パイオニア、リーダーシップ旺盛といった気質を備えているとみられ、心理状態がこれまでとは一変して、ポジティブな

消費動向への潮目を感じられる。

が、4月からの消費増税での駆け込み需要の反動によって景気回復にブレーキがかかるとの危惧する見通しがある。

無論、そうならないようにする政府の継ぎ目のない新年度予算の執行が欠かせない。

そして、最も大きなカギを握るのは、賃上げがどの程度末端まで浸透し、社員の4割を占める賃上げとは無縁の非正規社員の待遇改善が進むかによって、個人消費が景気支える構図になるにかかると。

景気的好循環を成立させる上での賃上げは不可欠だ。だが現実には、企業の7割

以上が赤字という実態の依然厳しい中で、中小にとつては、賃上げを実現して、

「社員を豊かにする経営」は至難という声も多く聞かれる。

日本マクドナルドの創業者である藤田氏は、「社員を大切にしないと事業は伸びない」というのが持論で、「明治以降の資本主義では社長は金持ちになっても、社員を金持ちにしようとした企業は少ない」として、給与・ボーナス以外に、

決算賞与も出していた。マクドナルドとても、順風満帆で常に安定した経営環境ではなく、過去には狂牛病やリーマンショックも

あったし、今でもコーヒチェーンや牛丼店などの異

業種外食との「中食」競争激化にある。

厳しい環境の中にあつた折にも、創業者の藤田氏は自ら現場に赴き、無駄を省け、節約に徹すると徹底したが、社員の給与・賞与カッとはしなかった。

人を大事にする事こそが業績を伸ばす最適の方法であるとの信念にほかならない。

沖繩にあるスーパー「サンエー」。もともと個人経営の雑貨店でスタートしたが、昨年度は年商1400億円、経常利益100億円

を超える大手スーパーに成長している。小売業としては驚異的な経常利益率を上げてげている。

無論、本土からきた大手

スーパーとの激戦という厳しい環境にもある。

創業者の折田氏は、「本土からの大手スーパーに負けるな」と檄を飛ばす一方で、「初任給をライバルの大手以上にせよ」とのことから、それまでの古参や先輩社員の給与水準も一気に上げることに踏み切った。

すると、幹部社員は毎日早朝ミーティングを実践し、一般社員も始業時間前には出社し、売り場や店舗回り清掃などに取り組み始めた。ハードワークも厭わない。

こうした前向きな全社員の取り組みが好業績をもたらしたことは言うまでもない。

卵が先か、ニワトリが先かではないが、前述の二人とも、「社員を豊かにすることの実践が好業績を生んだものであることは事実。

真っ赤な口紅が売れ出し立つ今、経営者に含んで頂きたい。判断の素材として伝えたい。

優秀賞作品（6点）

第5回小学生の税に関する
絵はがきコンクール

～ 女性部会 ～

このコンクールは、法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学六年生を対象に行われ、応募総数1,724点の中から、64点の作品が入賞しました。入賞作品は確定申告会場前に展示しましたが、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

高崎市役所	8 / 5～8 / 12
渋川市役所	7 / 23～7 / 30
安中市文化センター	7 / 30～8 / 8

（平成25年度卒業生の作品）



高崎市立城山小学校
高他 真琴さん



高崎市立八幡小学校
須藤 那美乃さん



榛東村立北小学校 山本 桜子さん



高崎市立東小学校 星 倅希くん



安中市立西横野小学校 蘭 彩里さん



渋川市立金島小学校 林 真翼くん

女性部会

平成二十六年
度
定時総会を開催

女性部会（宮田麻子部長）は、六月二十三日（月）マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、小曾戸高崎税務署長、信澤本会会長はじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせ約一〇〇名が出席して開催され、次の二議案が原案通り承認されました。

○議案第一号

25年度収支決算承認の件

○議案第二号

役員の一部変更承認の件



第二部のアトラクションは、飯野晶子理事（伊香保）が所属するフラのチーム「ブアレフア伊香保」と伊香保・段々豆腐の店主が率いるバンド「段ヤマモト&ビッグウェーブ」によるハワイアンコンサートを楽しみました。



最後は、簡単なフラのレクチャーを受け、みんなで踊り、会場が一体となり盛り上がり、そのまま賑やかに第三部の交流会が始まりました。参加者相互の交流を深め、充実した時間を過ごしました。

青年部会

平成二十六年
度
定時総会・記念講演会

青年部会（川鍋太志部長）は、六月十八日（木）、高崎ビューホテルにおいて平成二十六年定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、六十六名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決された。

○議案第一号

25年度収支決算承認の件

なお、26年度事業計画及び26年度予算については、報告事項として報告を行いました。



ました。

総会記念公開講演会は、好評だった三月の研修会に続き、経営コンサルタントで株式会社リベロの常務取締役 團弘志（だんひろし）氏を再度お招きし、「あなたの会社は大丈夫ですか？ 事業承継と体制構築」のテーマでご講演いただきました。



その後、交流会を行い、参加経営者相互の異業種の交流を深めました。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —
生きるための
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —
ちゃんと応える
医療保険
EVER

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

安 中

会員企業紹介

株式会社多胡電化

代表取締役

多胡 知子

一、所在地

安中市安中三一二一三
TEL 〇二七―三八一―二三八三

二、事業概要

当店は、家電製品の販売・修理、補聴器販売、介護用品販売をしています。

家電製品の修理や電気についてのお困り事も丁寧に対応いたします。住宅のリフォームや太陽光発電システム等のご相談も承ります。



各種補聴器

三、経営理念・会社PR

補聴器販売は、認定補聴器技能者によるカウンセリング、購入のご相談、補聴器調整のための聴力測定等を行い、一人ひとりのお客様に合わせたオーダーメイド補聴器や耳掛け型補聴器等をご提案しています。耳掛け型補聴器のピー音もオーダーメイドの耳栓(イヤーマールド)の作成により快適に装着していただけます。総合支援法に基づく補聴器の支給も扱っています。



社屋外観

伊香保

会員企業紹介

有限会社美松



代表取締役
高橋秀樹

一、所在地

渋川市伊香保町
伊香保一三一
TEL 〇二七九―七二―二六五

二、事業概要

伊香保温泉中心街に位置した温泉旅館。上州連山一望の展望露天風呂「浮雲」とジワーツとすつきり岩盤浴「ほの香」、日本美術ギャラリー「光琳」



が当館の三大名所。旬の素材の手造り料理と共に目と心と舌に満足感を。大浴場「座庵」は優しい市松模様の畳敷き。

三、経営理念・会社PR

個人の趣味にマッチした旅館が選ばれる時代に即して、仕事のマニユアル化をせず、従業員の持ち味を生かしたお客様への対応を心がける。施設、料理は勿論だが、我が家のように寛いでいただける宿を目指す。こぎれい、こぢんまり、小回りの利く旅館でありたい。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

群馬

山村暮鳥

(詩人一八八四―一九二四)

明治十七年一月、群馬県西群馬郡棟高村(現高崎市棟高町)に生まれました。本名は、木暮八九十。後に土田姓となります。幼くして秀才の誉高く、十六才のとき、堤ヶ岡小学校の代用教員となりますが、二年余りで故郷を離れます。聖三一神学校に学び、伝道師となり、各地に移り住むと共に、近代詩の先駆者として数多くの作品を発表します。

初期には、「三人の処女」「聖三稜玻璃」を刊行し、さまざまな詩型の試みに満ちた特異な感覚の詩人として詩壇に登場しました。のち人道主義詩風に転じ、詩集「風は草木にささやいた」を大正七年に



発表しました。後年、茨城県大洗町を安住の地と定め、病苦と貧窮のうちにも詩境ますます冴え、朔太郎、犀星と共に日本詩壇の天空を舞う三羽の大鷲と言われました。一九二四(大正一三)年、詩集『雲』の編纂途中に四〇歳で没しました。

子持

「白井宿八重ざくら祭り」開催

平成二十六年四月二十七日(日)に、かつて白井城の城下町として栄えた渋川市の白井宿で「白井宿八重ざくらまつり」が開催されました。



今年で十三回目を迎える祭りは、武者行列や六斎市・彌酔(やよい)の句会が行われました。

祭り当日は天候に恵まれ、街道に彩りを添える八重桜も満開に咲き誇り、シャッターを切る人たちの姿も多く見られました。また、



武者行列では、甲冑など戦国時代の衣装を身にまとった約一〇〇名の人々が参加し、街道を練り歩きました。白井宿が城下町として栄えていた頃、一ヶ月の暦の中で五と十の付く日月に六回、市が開かれたことに由来する六斎市では、商工会員や地元業者をはじめ多くの露店が出店し、老若男女多くの観光客で賑わいを見せました。

「生きる」を創る。

Aflac 保険相談

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命) サービスショップ 高崎飯塚店 (駐駐車場完備)

アフラック い〜な
☎0120-0269-17
ホームページから見積りできます。
<http://www.idasogo.co.jp>
master@idasogo.co.jp
●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。

第一病院 至 渋川
至 東京 マクドナルド 間屋街 至 前橋 N
アフラック サービスショップ 交番
ベルク 長泉寺 GS サント
飯塚南 高崎駅前 東和銀行 ドコモ 高信
マツダ アオキ 高崎貨物 ヤオコ 本広
住吉町 コンビニ 信越線 文化センター
高崎 高崎駅前線 至 市街 至 市街 至高崎駅

赤城

上三原田歌舞伎舞台

江戸時代、群馬は江戸との近接地だったため、華やかな江戸文化が流れ込みました。特に農村には芸能が普及し、人形芝居や歌舞伎芝居の愛好がめざましかったです。赤城市赤城町に現存する上三原田の歌舞伎舞台は、字高井の大工永井長治郎が上方に修行に行き、字大門の赤城山天竜寺内に文政2年（1819）に建築したと伝えられており、全国に例を見ない特殊な機構をもつ最古の回り舞台として、国の重要無形文化財に指定されています。

上三原田の歌舞伎舞台には、4つの特徴があります。第1にガンドウ機構、三方の板壁を外側に倒して、舞台面を2倍以上の広さにします。第2に遠見機構、舞台の奥に遠見と呼ぶ背景をつけ、奥行きを深く見せま



す。第3に柱立廻式回転機構、平舞台いっぴいの回転部を回転させます。第4にセリヒキ機構、二重と呼ぶ小舞台を天井・奈落の双方からせり上げ、せりおろすもので、国内はもとより世界にも例を見ない珍しいものです。上三原田の歌舞伎舞台そのものだけでなく舞台操作技術も文化財であり、その両方が伝承されなければなりません。その技術を伝えるのは、若連と呼ばれる上三原田の青年たちで貴重な技術を今に受け継いでいきます。

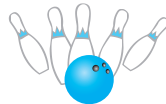
会員相互の会員優待サービス・提供企業 募集

～会員相互の会員優待サービスのご提供いただける会員様を募集しています。～

法人だより152号（4月号）に同封いたしました「法人会会員証」をご提示いただくことで、受けられる、料金の割引や物品のサービスなどをご提供していただけます方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

なお、会員優待サービスにつきましては、随時、高崎法人会のホームページに掲載してまいります。

優待サービス例



- ・パークレーン高崎 様
… 1ゲーム540円（一般価格620円）
- ・提携の各金融機関 様
… インターネットバンキング 利用手数料
1年間無料
※e-Tax の利用を目的とした場合に限りです。

詳細は高崎法人会 HP にてご確認ください。
HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

（一社）高崎法人会事務局
TEL : 027-363-4526
Mail : office@takasaki-hojinkai.com

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国90万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

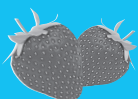
①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

赤城 ① (有)岩田工業 ② 岩田 伸一 ③ 渋川市赤城町滝沢 ④ 製造業	群馬 ① (有)サンロードカッター ② 斉藤 和正 ③ 高崎市棟高町 ④ 建設業	高崎 ① 山口スミエ ② 山口スミエ ③ 高崎市八幡町 ④ 不動産買付	高崎 ① 居酒屋ダイニング鞆 ② 橋本 臣一 ③ 高崎市新保町 ④ 飲食業
青年 ① (社福)あさひ第二保育園 ② 新井 祥文 ③ 安中市下後閑 ④ 保育所	箕郷 ① (株)渚鷗会 ナーシングホームみのわ ② 松澤 忍 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ 介護業務	高崎 ① NPO法人 遊モア ② 新井 博一 ③ 高崎市新田町 ④ 福祉・知的障害者のグループホームの運営	高崎 ① (有)関東環境工業 ② 沼野 裕二 ③ 高崎市和田多中町 ④ 建設業
女性 ① 山口スミエ ② 山口スミエ ③ 高崎市八幡町 ④ 不動産買付	箕郷 ① (株)MeLs ② 松澤 直紀 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 車輛販売・修理業	渋川 ① (医)川島医院 ② 川島 理 ③ 渋川市渋川 ④ 医療法人	高崎 ① (株)ココパルク ② 木本 高一朗 ③ 高崎市東町 ④ 駐車場運営
女性 ① (株)ゆりの里 ② 岡庭 和美 ③ 北群馬郡吉岡町下野田 ④ 在宅型有料老人ホーム	吉岡 ① (株)ゆりの里 ② 岡庭 邦光 ③ 北群馬郡吉岡町下野田 ④ 在宅型有料老人ホーム	渋川 ① (株)コスゲアトリエ ② 小菅 勉 ③ 渋川市石原 ④ 建築設計	高崎 ① 高崎流通企業(株) ② 宮澤 寛 ③ 高崎市双葉町 ④ サービス業
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		安中 ① (社福)あさひ第二保育園 ② 新井 ひとみ ③ 安中市下後閑 ④ 保育所	高崎 ① (株)プランドゥ ② 高橋 昭 ③ 高崎市上並榎町 ④ 介護サービス業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

法人会女性部会

いちごプロジェクト



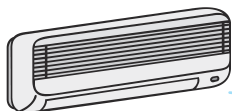
ピーク時間の使用電力削減をめざします!

無理なく節電

エアコンは上手に使おう!

【エアコンは 28℃に設定しよう】

エアコンの温度設定は消費電力に大きく関わります。設定温度を見直すだけで、節電につながります。



遮熱フィルムで暑さをカット!

日差しを遮るフィルムを窓ガラスに貼ると、窓から入ってくる熱が抑えられ室内の温度上昇を防ぐ事ができます。ホームセンター等で自分たちで簡単に貼れる商品も多く販売されています。この夏、親子で遮熱フィルム貼りに挑戦してみましょう。

朝の時間を有効活用しよう!

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかり朝ごはんを食べると体温が上がり、体と脳の動きが活発になります。また、朝の涼しい時間に洗濯や掃除をすることが節電につながります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。



部屋をすっきり片付けよう!

日本の夏はじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまおう時、一度広げて余分な熱を採るのもポイント。



夏が旬の野菜を食べよう

夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミンCが多く含まれています。冷やしたトマトに塩を振り、そのまま食べてもおいしいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養素が一年で一番多く含まれていると言われています。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康な体を作りましょう。

節電のための家事スケジュールを立てよう!

ピーク時間帯(朝9時~夜8時)を避けて、短時間の使用でも消費電力が高い電気製品を上手に使う為、スケジュールを事前に立てておきましょう。洗濯機・洗濯乾燥機、掃除機、ドライヤー、炊飯器、等は消費電力が高い電気製品です。

人間関係をこじらせない コツは自分の中にある

産業カウンセラー 柏木 勇一

過去と他人は
変えられない

この言葉を聞いたことがあると思います。心理療法のひとつである交流分析のモットーになっている言葉です。当たり前じゃない、と多くの人は思うでしょう。しかし、対人関係がぎくしゃくしている時や、行き詰まっている時は忘れがちです。

ある企業の経理担当のリーダーAさんが、後輩との対応に悩んでいました。「遅刻が目だつ」「仕事に積極性がない」「メールにも返事がない」という後輩に対して、「遅刻するな」「真面目にやれ」「メールには返信しなさい」と注意してきたのに改まらない、と嘆いていたのです。この背景には「遅

とはしないでしょう。Aさんは動かない岩を動かそうとしている状態です。この場面で邪魔しているのがAさんの「:すべき」という思考です。

刻してはいけない」「仕事には積極的に取り組まなければいけない」「メールには必ず返信すべきだ」というAさんの価値観があります。一方の後輩は「たまには遅刻したっていいじゃない」「仕事はそこそこでもいい」「いつも返信しなくていい」という考えでしょう。価値観がぶつかり合った状態です。

変えることが
できるのは自分だけ

第一のヒントは「相手の価値観は、過ぎた時間と同様に変えることができない」です。

です。言動の変化を読み取って変わっていきます。これが第二のヒント。

「問題」はあなたが作っているのかもしれない

このAさんの相談には、もうひとつある教訓が隠れています。Aさんは遅刻をしたり、仕事に意欲的でない後輩を「問題だ」と思いました。実はこれは後輩の問題ではなく、問題と感じたAさんの問題だったので、自分の価値観で評価してしまつたのです。

嫌いな人、苦手な人、など問題があると思う人がいる場合、実はそのように思う人の中に問題の種があると考えて接していくと、対人関係がこじれることも少なくなるはずなのです。



法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会
会員企業専用プラン。
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 高崎支社 (担当：吉田)
〒370-0045
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046

勝ち残る企業の条件を考える

ジャーナリスト 海部隆太郎

現代社会は変化の連続だ。とくに激しい動きだったのがIT関連。日本でインターネットが始まったのは1994年。当時、その存在を知っていたのは限られた一部の人だけだったが、今や誰もが使う。回線速度・容量も桁外れに拡大した。当時を知る一人として、技術進歩と世の中の様変わり速さを今さらながら驚く。

携帯電話の普及も94年ごろから。当時、肩から下げた大きな箱の携帯電話を担いで、取材に出かけた。道路に面していないとつながらない。音声も雑音が多くて公衆電話の方がよほど良かった記憶がある。国内で400万台しか携帯電話がなかった時代。将来は1人が

1台携帯電話を持つようになる、という記事を書き、読者から「根拠のない記事を書くな」というお叱りを受けたこともある。

誰も予想していないことが現実になる。それを可能にしたのが技術進歩だし、便利なツールであり、普及への企業の取り組みなどをみていけば、将来の姿が想定できる。とはいえ、先の記事を書いた時は、根拠と断定できるほどの事実はまだなかったのだが。

世の中を変えてしまうインターネットや携帯電話のような急速な展開は、これからは少ないだろう。いやもうないと思う。ただ、こうした考え方が間違いの元。次に何が起るのかは分からない。世の中は変化して

いくのだから、第2のインターネットや、全く違う分野で世界中の人々の生活を変えてしまう何か、発明されるかもしれない。

求められるのは
変化を歓迎する度量

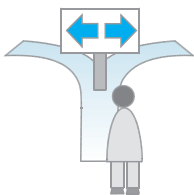
このような可能性をみていく視点が経営者には求められる。つまり、限定的でなく否定的に見ない発想だ。日々の激務に追われていると、余計なことを考える余裕はない。しかし、あえて余計なものを見ていくことが必要だ。

経営を取り巻く厳しい環境をいかにして勝ち残るか、複数の経営者から同じ話を聞いたことがある。それはダーウィンの進化論から経営を語るという内容だ。「強い生物が生き残ったのではない。環境に適応した生物のみが生き残った」という話。弱くても変化する経営環境に適合していけば、生き残れると異口同音

に語る。スピーチ集にでも書かれてあるのか、と思つたほど同じ。しかし、実態は伴っていないように見え

た。強い企業ほど環境に適応しようと、視野を広げているのに対し、弱い企業は時代の変化に流されているように取材を通して見えてくる。言葉としては格好よく聞こえるが、進化論は企業の生き残り策については、必ずしも適応しているとは思えない。

言い換えると環境の変化をいち早く捉え、事業内容、組織体制など微調整している企業が生き残れる企業。変化を歓迎する度量と、自らを変化させる行動力を普遍としていくこと。この発想が必要ではないのだろうか。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&Dグループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

自然派洗剤の効果の程は

生活科学研究室 首席研究員 堀 洋一郎

重曹、セスキ炭酸ソーダ、クエン酸、お酢など、いわゆる自然派系洗剤といわれるものを使った掃除の記事をよく目にします。そこで今回は、これらの実力とその特徴や上手な使い方を調べてみました。

重曹

重曹は炭酸水素ナトリウムの一般名称で、住宅用洗剤を始め、入浴剤、ふくらし粉の原料などに使われています。水に溶かすと弱アルカリ性を示し、昔からお掃除のアイテムとして紹介されることが多く、油污れに効くと言われています。そこで、重曹を溶かした液を滴下して、油膜がどう変化するかを観察してみました。その結果、3時間放置してやっと油が少しだけ変

色する程度の効果でした。弱アルカリ性のため、頑固な油污れまでは無理のようです。掃除用として販売されている重曹は細かいパウダー状なので、半分程度の水を加え混ぜペースト状にして磨き粉として使った方が、汚れ落としのアイテムとして効果的に使えるでしょう。

セスキ炭酸ソーダ

耳慣れない名前ですが、最近注目されてきた素材で、ホームセンターや100円ショップなどで重曹の隣に置かれているのを見かけます。重曹よりもアルカリ性が強く油を分解する能力は高くなっています。重曹と同じ頑固な油污れの実験をしてみたところ、30分で固まった油膜にひびが入

りました。さらに長い時間浸け置けば徐々に剥がれてきます。

ただし、同じ実験をレンジ周りの洗剤で試したところ2分で油膜が膨れ始め、30分後にはふやけて水洗いするときれいに剥がれてしまいました。やはり、市販の専用洗剤は自然派系洗剤に比べ、洗浄能力が格段に高いということですね。重曹やセスキ炭酸ソーダは界面活性剤成分が含まれていないので、油を分解する能力があっても汚れを浮かす能力がありません。

どうしても自然派系洗剤で頑固な油污れを落としたいときには気長に浸け置きしておくか、住宅洗剤を少し混ぜてみてはいかがでしょうか。

クエン酸

クエン酸は、重曹やセスキ炭酸ソーダと同じような白い結晶ですが、水に溶かすと酸性の溶液になります。こちらは、油污れやタンパク汚れを分解する能力

はありません。その代わり、浴室やシンクの水栓にこびりついた乳白色のカルシウム塩の結晶、いわゆる「水アカ」を溶かす効果があります。重曹などと同様にゆっくりとした反応なので、水栓金具の水アカ落とすには、クエン酸を溶かした液を浸み込ませたティッシュで汚れを覆い、上からラップして3時間程度放置する方法が効果的です。

お酢

酸性の液体でクエン酸と同じように、水アカを落とす効果があります。手に入りやすい反面、使用後にお酢の臭いが残るので、ポット、加湿器、アイロンなどに使用しない方がいいでしょう。また、旧式の電気ポットなどに使われているテフロンコートは酸に弱いものもあるので、使用できるか取扱説明書で確認してください。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —
**生きるための
 がん保険 Days**

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —
**ちゃんと応える
 医療保険
 NEVER**

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
 (アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
 法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

税理士会

無料税務相談所と
ラジオ高崎での広報活動

関東信越税理士会
高崎支部税理士 小坂橋 敬之

(1) 無料税務相談所について

関東信越税理士会高崎支部では昨年度に引き続き今年度も高崎税務署管内各市町村役場等にて無料税務相談所を開設いたします。

この事業も今年で4年目になり、それなりに地域住民の皆様にも認知されてきているのではないかと思います。3年前に始めた当初は相談来場者がゼロという会場もありましたが、最近ではどの会場も来場者も順調に伸びてきているように見受けられます。特に高崎市役所の会場では来場者にお越しいただき、相談者が重なってしまいうケースがございました。担当する税理士が1人でしたので、その方にはお待ちいただく、あるいは別の日に来ていただく等の状況が発

生しております。

そこで今年度から新たな施策として高崎市役所会場のみ相談に従事する税理士を2名に増やして対応することとなりました。これにより混雑状況の解消を目指したいと考えております。

相談内容は個人業や住宅ローン減税などがありますが、なかでも多いのが相続や贈与、土地譲渡といったいわゆる資産税関係の案件です。平成27年からの相続税改正を踏まえ、時代の流れなのかなという印象を受けました。

◎今年度の予定

開催日時につきましては各市町村の広報誌をご覧ください。ただければと思います。また税理士会高崎支部のホームページにも予定表を掲載してあります。こちらには各担当税理士名も掲載させ

ていただいておりますので、そちらのほうもご覧下さい。

(2) ラジオ高崎での広報活動

税理士会高崎支部では昨年度、初の試みとしてラジオ高崎を使った広報活動を実施いたしました。お聞きになった方、いらっしゃるでしょうか？実施日はみなさんの税に対する関心が高まるであろう確定申告が始まる前のおよそ1か月間、1月中旬から2月中旬にかけて週1回、計5回、1回あたり約10分間の放送を行いました。担当したのは高崎支部の石井支部長をはじめとする4人の会員です。収録の担当者と生放送の担当者といいたのですが、生放送はなんと高崎駅コンコースにあるラジオ高崎のスタジオから放送

を行いました。内容は、税理士会高崎支部の一般的な紹介、各市町村役場等における無料税務相談所、租税教室事業、確定申告に際して注意すべき点、我々の生活に身近な資産税の話、そしてこれからの税理士会の活動について、というようなものでした。



◎今年度の予定

今年度も引き続きラジオ高崎での広報活動を行いました。時期は未定ですが、税理士や税理士会高崎支部を皆様にご紹介したいと考えていますのでぜひお聞きいただければと思います。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

シリーズ **経営寸話**



私たちのクレド

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 中野 隆二

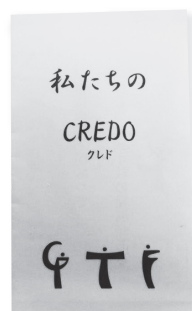
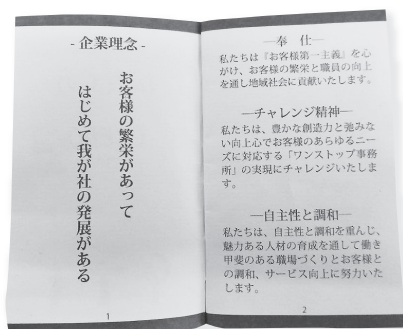
クレド（C R E D O）ってご存知ですか。昨今の巷での経営談義では割とよく話題に上っており、耳にしたことはあるがよくわからないという方がほとんどではないでしょうか。クレドを言葉で一般的に説明することはちよつと難しいと思います。そこで具体的に弊社（合同会計）のクレド導入の実例を通してお話しさせていただきます。

この「法人だより」をお読みの方々は経営者や経営幹部の方が多いと存じます。皆様の会社もそれぞれの経営理念や行動指針があるでしょう。会社のHPやパンフレットのトップページの所にこれらは必ず掲載されているはずですが、経営理念等は会社の顔であり、他人が考えてくれないので経営者（創業者）やその幹部が苦勞して苦勞して、その成果として立派なものを作ります。弊社の経営理念

は、「お客様の繁栄があつてはじめて我が社の発展がある」です。行動指針は、奉仕、チャレンジ精神、自主性と調和、の三つの項目に分かれております。第一の奉仕では、「私たちは「お客様第一主義」を心がけ、お客様の繁栄と…」こんな調子で続きます。我々幹部が無知恵を絞っているんな思いを掲げて考えて作り上げました。ところがこういった思いは一般の社員には、伝わりにくいものです。この経営理念や行動指針も長い間理解してくれませんでした。言葉では暗唱してくれていても、トップダウンの抽象的な指示だったので社員の方は具体的に何をしたら良いかわからなかつたのです。皆様の会社でもこのようなことを感じた事なかつたでしょうか。そこでクレドの登場です。

弊社では5年くらい前からクレドを掲げ、クレドへの思いと託しまして、社員の皆様に次のようなメッセージを発しました。「我々は経営理念として「お客様第一主義」を掲げております。会社経営は経営者の理念から始まり行動指針によつて表現されますが、その理念や指針に沿つて行動するのは現場で活躍する皆様社員一人一人であります。クレドとは、その現場で働く社員が「お客様の満足」のためどのような行動を取つたら良いかを考え、上からの指示ではなく実際に自分で考えて一つの行動形態を作り上げる、そのためのツール（道具）です。そしてこのクレドを使つて作った具体的行動形態を實踐して「お客様の満足」を引き出すため持てる力を十二分に発揮してくれる事に切に願っております。」

現在、こうして作り上げた行動形態を「私たちのC R E D O」と名付けて名刺大の小誌（写真）にまとめました。社員全員が税理士手帳に挟んで随時携帯しております。朝のミーティング時、各課で唱和もしております。中身についても少しお話ししたいのですが、紙面の都合上、ちよつと無理みたいですが、次回のお話をいただけたら良いのですが。



税のしくみと国の財政

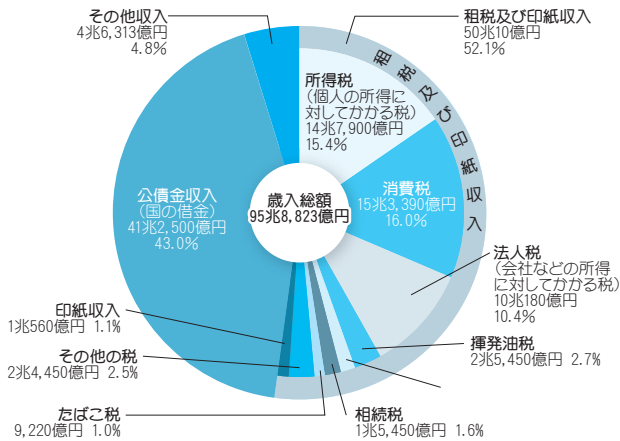
税は私たちの暮らしを支えています。

私たちは、買い物をしたり、レストランで食事をしたとき、その代金の支払を通じて「消費税」を負担しています。また、働き始めると「所得税」や「住民税」を納めるようになります。

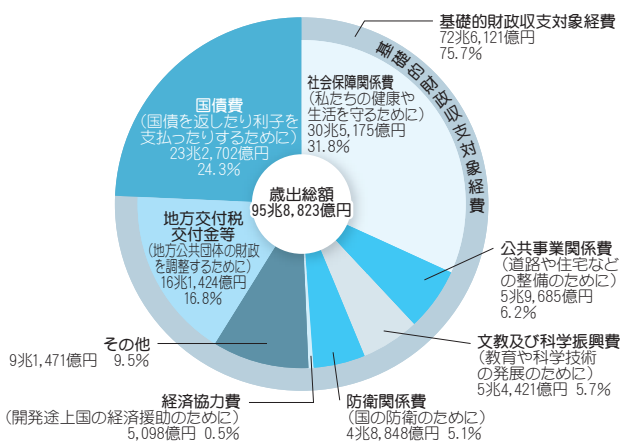
このように私たちが納めた税は、国や地方公共団体が行う福祉などの公共サービスや、学校・公園・図書館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。

税は、私たちが社会で生活するための、いわば「会費」といえるでしょう。

●国の一般会計歳入額 内訳 (平成26年度当初予算)



●国の一般会計歳出額 内訳 (平成26年度当初予算)



国民権のもとに税は定められています。

税をどのように負担するかは、国民の代表者が集まる国会が定める法律によって、決めることとされています。これを租税法律主義といいます。

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

(日本国憲法第84条)



国の財政について考えてみましょう。

国の収入・支出は、4月から翌年3月までの期間(会計年度)で計算し、この一年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。

私たちの国の財政は、歳出が税収等を上回る状況である「財政赤字」が続いています。

私たちが納めた税は国の収入の約52%を占めています。

平成26年度の歳入は、当初予算で95兆8,823億円であり、そのうち約52%は所得税、消費税、法人税などの「租税及び印紙収入」、43%は将来世代の負担となる借金「公債金収入」となっています。

税は私たちのためにもたくさん使われています。

平成26年度当初予算の歳出95兆8,823億円のうち、約24%は国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。

その国債費を歳出から除いたものを「基礎的財政収支対象経費」といい、当初予算で72兆6,121億円計上されています。

その中には、教育などにかかわる「文教及び科学振興費」のほか、「社会保障関係費」、「公共事業関係費」、「経済協力費」などが含まれています。

このような私たちの生活にかかわる予算の使い道は、財務省で予算案を作成し、閣議決定された後、内閣により国会に提出され、国会での審議を経て決められています。

私たちが納税の義務を果たすことによって、社会は成り立っています。

私たち国民が税を納めることは、憲法では、国民の義務と定められています。この「納税の義務」は、「勤労の義務」「教育の義務」と並んで、国民の三大義務の一つとされています。

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

(日本国憲法第30条)

地方交付税交付金等

16兆1,424億円

地方公共団体は、私たちの日常生活と密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生などの公共サービスを行うため、地方税を徴収しています。しかし、その地域の経済状況などによって、地方公共団体の財政力に違いがあるので、公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが「地方交付税交付金等」です。

社会保障関係費

30兆5,175億円

「社会保障関係費」は、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、福祉などに使われています。



我が国では、高齢化の進展などに伴って、社会保障給付費が大きく伸びています。

一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しているため、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にあります。この差額は、主に国や地方公共団体の税でまかなわれています。

文教及び科学振興費

5兆4,421億円

「文教及び科学振興費」は、教育環境の整備や科学技術の発展のために使われています。その内訳は、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツの振興などのための「教育振興助成費」に2兆3,917億円が計上されています。

また、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」に733億円、経済的理由により修学に困難がある優れた学生などのための「育英事業費」に1,077億円、将来に渡る持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」に1兆3,372億円などが計上されています。



身近な財政支出 (平成23年度)

警察・消防費
総額5兆558億円
(国民一人当たり約16,384円)

ゴミ処理費用など
総額2兆938億円
(国民一人当たり約115,869円)



国民医療費の公費負担額
総額14兆8,079億円

(※1)資料:総務省「平成25年版『地方財政白書』(平成23年度決算)」、「人口推計(平成23年10月1日現在)」から算出
(※2)資料:厚生労働省「平成23年度 国民医療費の概況」、総務省「人口推計(平成23年10月1日現在)」から算出

公共事業関係費

5兆9,685億円

「公共事業関係費」は、住宅対策や市街地、道路、港湾、上下水道などの整備、河川の堤防整備やダム建設、農業の生産性の向上を目的とするかんがい排水事業などに使われるほか、地震や風水害などの災害が起こったときの復旧事業のためにも使われています。

経済協力費

5,098億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力をを行い、自立を支援しています。

公立学校の児童・生徒一人当たり年間教育費の負担額 (平成23年度)



小学生 約850,000円 中学生 約985,000円 高校生 約997,000円

資料:文部科学省「平成24年度 地方教育費調査(平成23会計年度)」、「平成23年度 学校基本調査」から算出

(参考)
財務省ホームページ「わが国の税制の概要(国際比較)」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/)

○どこに納めるかによる分類

国に納める税を「国税」、地方公共団体に納める税を「地方税」といい、地方税はさらに「道府県税」と「市町村税」に区別されます。

○納め方による分類

所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税を「直接税」といい、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税を「間接税」といいます。

○何に対して課税するかによる分類

所得税や法人税などのように、利益(所得)を対象として課税される税を「所得課税」、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税を「消費課税」、相続税、贈与税、印紙税、固定資産税などのように、資産などを対象として課税される税を「資産課税等」といいます。

税にはさまざまな種類があります。

●どこに納めるのかによる分類

国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税、印紙税など
地方税	道府県税 道府県民税、事業税、自動車税、軽油引取税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税など
	市町村税 市町村民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税など

※東京都は道府県税に相当する税を、特別区は市町村税に相当する税を課税している。市町村税に相当する税でも、法人市町村民税、固定資産税、事業所税などは、東京都が課税している。

●どこに納めるのかによる分類

直接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が同じもの 所得税、法人税、相続税など
間接税	税を納める義務がある人と実質的に負担する人が異なるもの 消費税、酒税、たばこ税など

中高生の「税の作文」を募集

税務署では、毎年、中高生の皆さんから「税についての作文」を募集しています。

これは、将来を担う中高生の皆さんが、税に関するテーマとして作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

本年度も、中高生の皆さんからのご応募をお待ちしています。

募 集 要 項

◎中学生の「税についての作文」

- 応募資格 中学生
- テ ー マ 税に関すること(内容が税に関するものであれば何でも構いません。)
(例)○税のしくみや使われ方について家庭などで見聞きしたこと
○税の申告や納付に関して思ったこと
○学校などで税について学んだときに感じたこと など
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 1,200字以内 題名含む(400字詰め原稿用紙3枚)
- 締 切 り 平成26年9月4日(木)
- 応募用紙 各々の学校に配布してある応募用紙を使用してください。
なお、応募用紙(作品)に氏名、学校名、学年等の所定の事項について記入してください。
- 提 出 先 各地区の納税貯蓄組合連合会(各々の学校を經由して提出してください。)
- 表 彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 優秀作品は、全国納税貯蓄組合連合会ホームページ、国税庁ホームページ及び税のしるべなどで紹介します。

◎税に関する高校生の作文

- 応募資格 高校生
- テ ー マ 税に関すること(税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなど何でも結構です。)
(例)○税について学習したことに関する意見や感想
○税務署や公共施設などを見学したことがあれば、その体験や印象(例示にとらわれる必要はありません)
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 800字以上1,200字以内
- 締 切 り 平成26年9月5日(金)必着
- 応募用紙 各々の学校に配布してある応募用紙を使用してください。
なお、応募用紙(作品)に氏名、学校名、学年等の所定の事項について記入してください。
- 提 出 先 高崎税務署(各々の学校を經由して提出してください。)
- 表 彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 優秀作品は、国税庁ホームページや国税庁・国税局・税務署が作成する広報誌等に掲載するほか、各種の広報誌等に掲載し広く発表します。

表紙説明

はちまんづかこぶん
八幡塚古墳

八幡塚古墳は保渡田古墳群の中の一つであり、榛名山の南麓の保土田・井出の地に分布している。保渡田古墳群は、八幡塚古墳、二子山古墳、薬師塚古墳の3つの前方後円墳が集積する古墳群であり、1985年9月3日に国の史跡に指定された。西南部に最大規模の二子山古墳があり、その東北方に八幡塚古墳、その西北西に薬師塚古墳がある。

八幡塚古墳・二子山古墳八幡塚古墳と二子山古墳は復元されており、古墳に登ることや石室を見学することもできる。また、二子山古墳の堀にはコスモスが植えられ、秋には多くの見学者が訪れている。

(群馬地区会)

法人会

消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第153号

平成26年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール ・研修会出席証シールのご案内

会員証

(ブルー)

決算説明会
出席証

(オレンジ)

研修会
出席証

(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

《書類を提出し申告される皆様へ》

◆会員証シール (大)

◆法人会会員証シール (小)

◆研修会出席証シール (小)

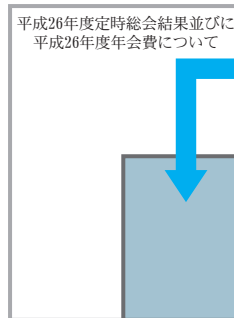
左下の小さなシールは「法人税確定申告書」(別表1)の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イータックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。



《シール貼付はがき》
切取ってご利用ください

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。
一般社団法人高崎法人会事務局
電話 027-363-4526

ホームページリンク企業募集中!

会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、次のメールアドレスにお申込ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名: リンク希望

必要事項 ①法人名 ②法人名ふりがな
③所在地 ④電話番号
⑤URL ⑥PR文章(200文字以内)

平成25年度



第5回

税金に関する

え 絵はがき コンクール

最優秀賞(4点)

高崎 税務署長賞

高崎 法人会会長賞



高崎市立城南小学校6年 川原大和くん



高崎市立上郊小学校6年 小谷野桂太くん

関東信越税理士会 高崎支部長賞

高崎法人会女性部会長賞



安中市立安中小学校6年 柿沼愛梨さん



高崎市立吉井小学校6年 山口愛莉さん

※優秀賞作品はP.12に掲載してあります。

法人会は

「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国90万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。

長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

法人だより



八幡塚古墳 埴輪群像（復元）表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会
平成27年度 税制改正要望意見書

会社経営は一人ではできない

社員を豊かにする経営がもたらすもの

勝ち残る企業の条件を考える

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会